

別表十の二

18欄、31欄、34欄、37欄及び40欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十の二 平成二十二・四・一以後終了連結事業年度分

1 連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

I 収用換地等の場合の連結所得

18欄

収用換地等の場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の73第1項」、「第2項」又は「第7項」※  
 ②区分番号に、「10215」  
 ③適用額欄に、当該別表十の二18欄の金額(円単位)を記載してください

※「第68条の73第1項」  
 収用換地等により特別控除の適用を受ける場合  
 ※「第68条の73第2項」  
 換地処分又は権利変換による交換取得資産とともに取得した補償金等について、特別控除の適用を受ける場合  
 ※「第68条の73第7項」  
 特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除の適用を受ける場合

当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16
特別控除残額 5,000万円－(16)	17
特別控除額 ((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額	18

31欄

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の74第1項」
- ②区分番号に、「10216」
- ③適用額欄に、当該別表十の二31欄の金額(円単位)を記載してください

譲渡資産の帳簿価額	8
同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	9

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

34欄

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の75第1項」
- ②区分番号に、「10217」
- ③適用額欄に、当該別表十の二34欄の金額(円単位)を記載してください

当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	29
特別控除残額 2,000万円－(29)	30
特別控除額 (28)と(30)のうち少ない金額	31
当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	32
特別控除残額 1,500万円－(32)	33
特別控除額 (28)と(33)のうち少ない金額	34
当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35
特別控除残額 800万円－(35)	36
特別控除額 (28)と(36)のうち少ない金額	37
当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38
特別控除残額 1,000万円－(38)	39
特別控除額 (28)と(39)のうち少ない金額	40

37欄

農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の76第1項」
- ②区分番号に、「10218」
- ③適用額欄に、当該別表十の二37欄の金額(円単位)を記載してください

算	(25)－(26)	27
---	-----------	----

40欄

特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の76の2第1項」
- ②区分番号に、「10219」
- ③適用額欄に、当該別表十の二40欄の金額(円単位)を記載してください

特別控除額の個別帰属損金額 (41)－(42)	43
----------------------------	----

別表十の二 連結所得の特別控除額の損金不算入に関する明細書

当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(41)の合計)	44
当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	45
特別控除残額 5,000万円－(45)	46
特別控除額 (44)と(46)のうち少ない金額	47